

旧	新
<p data-bbox="304 469 999 571">建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン</p> <p data-bbox="557 1043 752 1072">平成30年10月</p> <p data-bbox="591 1206 719 1235">柏市</p> <p data-bbox="607 1283 689 1311">表紙</p>	<p data-bbox="1234 469 1928 571">建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン</p> <p data-bbox="1503 612 1671 641">《改定案》</p> <p data-bbox="1514 1043 1659 1072">令和2年4月</p> <p data-bbox="1525 1206 1653 1235">柏市</p> <p data-bbox="1541 1283 1624 1311">表紙</p>

旧	新
目 次	目 次
<b>第1章 目的</b> 1. ガイドライン策定の背景と目的…………… 1 2. 発注者の留意事項…………… 1 3. 受注者の留意事項…………… 2  <b>第2章 設計変更</b> 1. 設計変更の基本事項…………… 3 2. 設計変更が不可能なケース…………… 5 3. 設計変更が可能なケース…………… 5 4. 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き…………… 9 (1) 図面、仕様書、特記仕様書、現場説明書及び質問回答書が 一致しない場合の手続き…………… 9 (2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き…………… 10 (3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き…………… 11 (4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と 実際の工事現場が一致しない場合の手続き…………… 12 (5) 設計図書に明示されていない施工条件について 予期することのできない特別な状態が生じた場合の手続き…………… 13 (6) 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更手続き…………… 14 (7) 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を 指示した場合の変更手続き…………… 15 (8) 工事中止の場合の手続き…………… 17 (9) 受注者からの請求による工期の延長…………… 18	<b>第1章 目的</b> 1. ガイドライン策定の背景と目的…………… 1 2. 発注者の留意事項…………… 1 3. 受注者の留意事項…………… 2  <b>第2章 設計変更</b> 1. 設計変更の基本事項…………… 3 2. 設計変更が不可能なケース…………… 5 3. 設計変更が可能なケース…………… 5 4. 設計変更を行う場合の具体的な事例と手続き…………… 9 (1) 図面、仕様書、特記仕様書、現場説明書及び質問回答書が一致しな い場合の手続き <u>(契約書第19条第1項第1号)</u> …………… 9 (2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き <u>(契約書第19条第1項第2号)</u> …………… 10 (3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き <u>(契約書第19条第1項第3号)</u> …………… 11 (4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事 現場が一致しない場合の手続き <u>(契約書第19条第1項第4号)</u> …………… 12 (5) 設計図書に明示されていない施工条件について 予期することのできない特別な状態が生じた場合の手続き <u>(契約書第19条第1項第5号)</u> …………… 13 (6) 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更手続き
目 次	目 次

旧	新
5. 設計変更手続きフロー（契約書第19条該当による設計変更）…………… 20	(7) 発注者が「設計図書の照査」の範囲を超える作業を指示した場合の 変更手続き <u>（契約書第19条第1項第1～5号）</u> …………… 15
6. 設計変更に関わる資料の作成…………… 21	(8) 工事中止の場合の手続き <u>（契約書第21条）</u> …………… 17
(1) 設計照査に必要な資料作成…………… 21	(9) 受注者からの請求による工期の延長 <u>（契約書第22条）</u> …………… 18
(2) 設計変更に必要な資料作成…………… 21	(10) 発注者からの請求による工期の短縮 <u>（契約書第23条）</u> …………… 19
7. 条件明示について…………… 22	5. 設計変更手続きフロー <u>（契約書第19条該当による設計変更）</u> …………… 20
8. 指定・任意の使い分け…………… 26	6. 設計変更に関わる資料の作成…………… 21
9. 違算防止のための留意事項 ～積算チェックの心構え～…………… 28	(1) 設計照査に必要な資料作成…………… 21
<b>第3章 工事の一時中止</b>	(2) 設計変更に必要な資料作成…………… 21
工事の一時中止…………… 31	7. 条件明示について…………… 22
<b>資 料</b>	8. 指定・任意の使い分け…………… 26
別紙-① 設計変更に伴う契約変更手続きフロー…………… 33	9. 違算防止のための留意事項 ～積算チェックの心構え～…………… 28
別紙-② 建設工事請負契約書（抜粋）…………… 34	<b>第3章 工事の一時中止</b>
	工事の一時中止…………… 31
	<b>資 料</b>
	別紙-① 設計変更に伴う契約変更手続きフロー…………… 33
	別紙-② 建設工事請負契約書（抜粋）…………… 34
目次	目次

旧	新
<p><b>第1章 目的</b></p> <p><b>1. ガイドライン策定の背景と目的</b></p> <p><b>(1) 土木工事の特性</b></p> <p>① 土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる社会基盤となる施設を関係機関との協議を経て、多種多様な現地の自然・環境条件（地形、地質、天候騒音、振動、交通の確保等）のもとで完成させるという特殊性を有している。</p> <p>② 当初積算時に予見できない事態、例えば、土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化に備える必要がある。</p> <p><b>(2) 宮繕工事の特性</b></p> <p>① 建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された一品受注生産である目的物を、多種多様な自然・社会・環境条件（地形、地質、天候、騒音、振動、施設目的、土地利用等）の下において完成させるという特殊性を有している。</p> <p>② 工事の進捗と共に、当初発注時に予見できない事態、例えば図面に記載のない地下埋設物等、施工条件や環境の変化に備える必要がある。</p> <p><b>(3) 本ガイドラインの目的</b></p> <p>本ガイドラインは、建設工事請負契約書を踏まえ、設計変更及び工事の一時中止を行う際に、発注者・受注者双方の契約における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図ると共に設計変更の対象事項や必要な手続きなどを明らかにすることにより、受発注者間の変更手続きが円滑かつ適切に行われるよう設計変更に関する指針として作成したものである。</p> <p><b>2. 発注者の留意事項</b></p> <p>請負工事の施工は、設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう次の事項に留意しなければならない。</p> <p>① 工事の施工に係る制約事項については、<b>設計図書に必要な施工条件等を明示する。</b></p> <p>（「条件明示について」（平成14年3月28日付け国官技第369号））  （「施工条件明示について」（平成14年5月30日付け国営計第24号））</p> <p>② 受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、直ちに調査を行い、調査の結果をとりまとめ、調査終了後14日以内にそ</p> <p style="text-align: center;">1</p>	<p><b>第1章 目的</b></p> <p><b>1. ガイドライン策定の背景と目的</b></p> <p><b>(1) 土木工事の特性</b></p> <p>① 土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる社会基盤となる施設を関係機関との協議を経て、多種多様な現地の自然・環境条件（地形、地質、天候騒音、振動、交通の確保等）のもとで完成させるという特殊性を有している。</p> <p>② 当初積算時に予見できない事態、例えば、土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化に備える必要がある。</p> <p><b>(2) 宮繕工事の特性</b></p> <p>① 建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された一品受注生産である目的物を、多種多様な自然・社会・環境条件（地形、地質、天候、騒音、振動、施設目的、土地利用等）の下において完成させるという特殊性を有している。</p> <p>② 工事の進捗と共に、当初発注時に予見できない事態、例えば図面に記載のない地下埋設物等、施工条件や環境の変化に備える必要がある。</p> <p><b>(3) 本ガイドラインの目的</b></p> <p>本ガイドラインは、建設工事請負契約書を踏まえ、設計変更及び工事の一時中止を行う際に、発注者・受注者双方の契約における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図ると共に設計変更の対象事項や必要な手続きなどを明らかにすることにより、受発注者間の変更手続きが円滑かつ適切に行われるよう設計変更に関する指針として作成したものである。</p> <p><b>2. 発注者の留意事項</b></p> <p>請負工事の施工は、設計図書に従い<b>履行されるため</b>、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう次の事項に留意しなければならない。</p> <p><b>(1) 施工条件の明示</b></p> <p>工事の施工に係る制約事項については、設計図書に必要な施工条件等を明示する。</p> <p>①<b>土木工事</b> 条件明示について（平成14年3月28日付け国官技第369号）  ②<b>宮繕工事</b> 施工条件明示について（平成14年5月30日付け国営計第24号）</p> <p><b>(2) 変更時の対応</b></p> <p style="text-align: center;">1</p>

旧	新
<p>また、ワンデーレスポンスを考慮するほか、三者会議の活用を図るなどにより工事の品質確保と円滑な事業執行を行うこと。</p> <p>③ 設計変更を行う必要が生じた場合など、<b>必要な指示、協議等を書面で行うこと。</b>（契約書第1条第5項）</p> <p>なお、<b>設計変更に係る事務決裁は、変更内容が極めて軽微なもの以外は、当初請負代金額5,000万円未満は工事担当課長、5,000万円以上は工事担当部長、議会案件工事は副市長の承認を得て、必要な指示を行う必要がある</b></p> <p>④ 工事の一時中止の必要が生じた場合、受注者の負担軽減のため、<b>速やかに一時中止の指示を行うこと</b>（工事の一時中止期間は主任技術者及び監理技術者は専任の必要なし）。</p> <p>⑤ 設計変更後の請負代金額や工期は、<b>受注者と協議の上、決定する</b>（契約書第24条、第25条）。</p> <p>◇ 工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。</p> <p><b>3. 受注者の留意事項</b></p> <p>受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があるため、工事の施工にあたって、発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある。</p> <p>適切に工事を施工するため、受注者は、次の事項に留意しなければならない。</p> <p>① 工事の着手にあたり、<b>設計図書の照査を行い</b>、設計図書と現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工する上で<b>疑問が生じた場合は、速やかに監督職員に通知する</b>（土木工事共通仕様書共通編 1-1-3、公共建築工事標準仕様書 1.1.8、契約書第19条第1項）。</p> <p>② 数量・仕様書の設計図書の変更が必要な場合は、<b>発注者と協議を行い</b>、発注者の書面による指示に従い<b>施工する</b>（独自の判断で施工しない）。</p> <p style="text-align: center;">2</p>	<p>いの上、直ちに調査を行い、調査の結果をとりまとめ、調査終了後14日以内にその結果を受注者に通知しなければならない（契約書第19条第2項及び第3項）。</p> <p>また、ワンデーレスポンスを考慮するほか、三者会議の活用を図るなどにより工事の品質確保と円滑な事業執行を行うこと。</p> <p>② 設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等を書面で行うこと（契約書第1条第5項）。</p> <p>なお、設計変更に係る事務決裁は、変更内容が極めて軽微なもの以外は、当初請負代金額5,000万円未満は工事担当課長、5,000万円以上は工事担当部長、議会案件工事は副市長の承認を得て、必要な指示を行う必要がある。</p> <p><b>(3) 工事の中止</b></p> <p>工事の一時中止の必要が生じた場合、受注者の負担軽減のため、速やかに一時中止の指示を行うこと（工事の一時中止期間は主任技術者及び監理技術者は専任の必要なし）。</p> <p><b>(4) 工期及び請負代金額の変更</b></p> <p>設計変更後の請負代金額や工期は、受注者と協議の上、決定する（契約書第24条、第25条）。</p> <p>工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。</p> <p><b>3. 受注者の留意事項</b></p> <p>受注者は、工事の目的を達せられるよう施工する義務があるため、工事の施工にあたって、発注者の意図、設計図書、現場条件などを確認する必要がある。</p> <p>適切に工事を施工するため、受注者は、次の事項に留意しなければならない。</p> <p><b>(1) 設計図書の照査</b></p> <p>工事の着手にあたり、設計図書の照査を行い、設計図書と現場に相違がある、必要な条件明示がされていないなど施工する上で疑問が生じた場合は、速やかに監督職員に通知する（土木工事共通仕様書共通編 1-1-3、公共建築工事標準仕様書 1.1.8、契約書第19条第1項）。</p> <p><b>(2) 変更時の対応</b></p> <p>数量・仕様書の設計図書の変更が必要な場合は、発注者と協議を行い、発注者</p> <p style="text-align: center;">2</p>



旧	新
<p>第2章 設計変更</p> <p>1. 設計変更の基本事項</p> <p>(1) 変更の定義</p> <p>①「設計変更」とは、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示すること。</p> <p>②「契約変更」とは、契約内容に変更の必要が生じた場合、当該受注者との間において、既に締結されている契約内容を変更すること。</p> <p>(2) 基本原則</p> <p>設計変更に伴う契約変更の範囲としては、次のように規定されている。（「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和44年3月31日 建設省東地発第31号の2））</p> <p>① 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。</p> <p>② 一式工事については、図面、仕様書において、設計条件または施工方法を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として、契約変更の対象としない。</p> <p>③ 変更見込金額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として、別途に契約するものとする。</p> <p>この場合、<u>柏市公共工事適正化会議設置要領（平成23年7月1日制定）に従い、別途に契約することの適否を判断するものとなるが、当初請負代金額5,000万円未満の工事または緊急工事については、予算執行課長の判断により必要な手続きを行うものとする。</u></p> <p>④ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、*1<u>軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとする</u>（《別紙-①》設計変更に伴う契約変更手続きフロー参照）。</p> <p>*1「<u>軽微な設計変更に伴うもの</u>」とは、次に掲げるもの以外のものをいう。</p> <p>イ. 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの</p> <p>ロ. 原則、新工種に係るもの</p> <p>ハ. 設計変更が予定されるもので、その変更見込金額又はこれまでの変更見込金額の合計額が請負代金額（当初）の20%を超えるもの</p> <p style="text-align: center;">3</p>	<p>第2章 設計変更</p> <p>1. 設計変更の基本事項</p> <p>(1) 変更の定義</p> <p>①「設計変更」とは、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示すること。</p> <p>②「契約変更」とは、契約内容に変更の必要が生じた場合、当該受注者との間において、既に締結されている契約内容を変更すること。</p> <p>(2) 基本原則</p> <p>設計変更に伴う契約変更の範囲としては、次のように規定されている（「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」（昭和44年3月31日 建設省東地発第31号の2））。</p> <p>① 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。</p> <p>② 一式工事については、図面、仕様書において、設計条件または施工方法を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として、契約変更の対象としない。</p> <p>③ <u>議会案件工事に係る設計変更にあっては、柏市公共工事適正化会議設置要領（平成23年7月1日制定）「以下、公共工事適正化会議という。」に従い、設計変更の認否及び工事一時中止の可否等について審議し、その結果を市長に報告し、承認を得るものとする。</u></p> <p>④ 変更見込金額が請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合を除き、原則として、別途に契約するものとする。</p> <p>この場合、公共工事適正化会議に諮り、別途に契約することの適否を判断するものとなるが、当初請負代金額5,000万円未満の工事または緊急工事については、予算執行課長の判断により必要な手続きを行うものとする。</p> <p>⑤ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、*1<u>軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとする</u>（《別紙-①》設計変更に伴う契約変更手続きフロー参照）。</p> <p>*1「<u>軽微な設計変更に伴うもの</u>」とは、次に掲げるもの以外のものをいう。</p> <p>イ. 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの</p> <p>ロ. 原則、新工種に係るもの</p> <p>ハ. 設計変更が予定されるもので、その変更見込金額又はこれまでの変更見込金額の合計額が請負代金額（当初）の20%を超えるもの</p> <p style="text-align: center;">3</p>

旧	新
<p>◇ <u>本書は、契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書へその旨を記載する。</u>建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドラインの契約図書への位置づけについては、変更基準を明確化し、「設計変更」、「工事一時中止」の運用徹底を図るため、特記仕様書等へ明記すること。</p> <p>【記載例】土木工事特記仕様書</p> <div data-bbox="336 486 1075 694" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〇〇条 設計変更等については、契約書第19条から第25条及び柏市土木工事共通仕様書 第1編共通編1-1-13から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン平成30年10月」（柏市）によることとする。</p> </div> <p>【記載例】宮繕工事 現場説明書</p> <div data-bbox="336 778 1075 965" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>設計変更等については、契約書第19条から第25条によるものとし、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン平成30年10月」（柏市）によることとする。</p> </div> <p style="text-align: center;">4</p>	<div data-bbox="1227 295 2033 438" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>本書は、契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書へその旨を記載する。建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドラインの契約図書への位置づけについては、変更基準を明確化し、「設計変更」、「工事一時中止」の運用徹底を図るため、特記仕様書等へ明記すること。</p> </div> <p>【記載例】土木工事特記仕様書</p> <div data-bbox="1265 513 2004 721" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〇〇条 設計変更等については、契約書第19条から第25条及び柏市土木工事共通仕様書 第1編共通編1-1-13から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン令和2年4月」（柏市）によることとする。</p> </div> <p>【記載例】宮繕工事 現場説明書</p> <div data-bbox="1265 842 2004 1029" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>設計変更等については、契約書第19条から第25条によるものとし、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン令和2年4月」（柏市）によることとする。</p> </div> <p style="text-align: center;">4</p>

旧	新
<p>2. 設計変更が不可能なケース</p> <p><b>基本事項</b></p> <p>下記のような場合においては、原則として、設計変更できない。ただし、建設工事請負契約書第27条「臨機の措置」については、別途考慮する。</p> <p>(1) 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が<b>独自に判断して施工を実施した場合</b></p> <p>(2) 発注者と「協議」しているが、<b>協議の回答がない時点で施工を実施した場合</b></p> <p>(3) 「承諾」で施工した場合</p> <p>(4) 建設工事請負契約書・土木工事共通仕様書・公共建築工事標準仕様書に定められている<b>所定の手続きを経していない場合（契約書第19条～第25条、共通仕様書1-1-13～1-1-15、標準仕様書1.1.8～1.1.10）</b></p> <p>(5) <b>工事打合せ簿等正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合</b></p> <p>◇承諾： 受注者自らの都合により施工方法等について、 書面にて監督員に「同意」を得るもの → 設計変更 <u>不可</u></p> <p>◇協議： 発注者と書面により対等な立場で合意し、 発注者の「指示」によるもの → 設計変更 <u>可能</u></p> <p>3. 設計変更が可能なケース</p> <p>(1) 設計変更を行う場合の根拠</p> <p>① 契約書第19条（条件変更等）に該当</p> <p>受注者は、以下の事実を発見したときは、監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>1) 図面、仕様書、特記仕様書、現場説明書及び質問回答書が一致しない場合（<b>優先順位の指定がない場合</b>）（第19条第1項第1号）</p> <p>2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（第19条第1項第2号）</p> <p>3) 設計図書の表示が明確でない場合（第19条第1項第3号）</p> <p>4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（第19条第1項第4号）</p> <p>5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（第19条第1項第5号）</p> <p>② 契約書第20条（設計図書の変更）に該当</p> <p>発注者が必要があると認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計変</p> <p style="text-align: center;">5</p>	<p>2. 設計変更が不可能なケース</p> <p><b>基本事項</b></p> <p>下記のような場合においては、原則として、設計変更できない。ただし、建設工事請負契約書第27条「臨機の措置」については、別途考慮する。</p> <p>(1) 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が<b>独自に判断して施工を実施した場合</b></p> <p>(2) 発注者と「協議」しているが、<b>協議の回答がない時点で施工を実施した場合</b></p> <p>(3) 「承諾」で施工した場合</p> <p>(4) 建設工事請負契約書・土木工事共通仕様書・公共建築工事標準仕様書に定められている<b>所定の手続きを経していない場合（契約書第19条～第25条、共通仕様書1-1-13～1-1-15、標準仕様書1.1.8～1.1.10）</b></p> <p>(5) <b>工事打合せ簿等正式な書面によらない事項（口頭のみ指示協議等）の場合</b></p> <p><u>承諾</u> 受注者自らの都合により施工方法等について、 書面にて監督職員に「同意」を得るもの → 設計変更 <u>不可</u></p> <p><u>協議</u> 発注者と書面により対等な立場で合意し、 発注者の「指示」によるもの → 設計変更 <u>可能</u></p> <p>3. 設計変更が可能なケース</p> <p>(1) 設計変更を行う場合の根拠</p> <p>① 契約書第19条（条件変更等）に該当</p> <p>受注者は、以下の事実を発見したときは、監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>1) 図面、仕様書、特記仕様書、現場説明書及び質問回答書が一致しない場合（<b>優先順位の指定がない場合</b>）（第19条第1項第1号）</p> <p>2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（第19条第1項第2号）</p> <p>3) 設計図書の表示が明確でない場合（第19条第1項第3号）</p> <p>4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合（第19条第1項第4号）</p> <p>5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（第19条第1項第5号）</p> <p style="text-align: center;">5</p>



旧	新
<p>③ 契約書第21条（工事中の中止）に該当 工事用地等の確保ができない等のため、又は自然的若しくは人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより受注者が工事を施工できないと認められる（工事を一時中止する必要がある）。</p> <p>(2) 基本事項 下記のような場合においては、設計変更が可能である。</p> <p>① 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず<b>当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合</b>（ただし、所定の手続きが必要）。</p> <p>② 当初発注時点で想定している工事着手時期に、<b>受注者の責によらず、工事着手出来ない場合</b>。</p> <p>③ 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。</p> <p>④ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。</p> <p>⑤ 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。</p> <p>(3) 留意事項 設計変更にあたっては、下記の事項に留意し受注者へ指示する。</p> <p>① 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。</p> <p>② 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第20条にもとづき書面で行う（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないかを明確にする。））。</p> <p>③ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、<sup>*1</sup> 軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとする（※1 3ページ参照）。</p> <p>④ 指示書（<sup>*2</sup> 工事打合せ簿）への概算金額の記載を行う。ただし、以下の事項を条件とする。</p> <p>1) 記載する概算金額は、『参考値』であり、契約変更額を拘束するものではない。また、緊急的に行う場合や何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。</p> <p>2) 概算金額については、契約金額ベースで記載する。 ただし、特別調査等を必要とし概算額を記載できない工種がある場合には積算可能な項目での金額を記載し、積算できない項目を明確にすることとする</p> <p>3) 概算額は、十万円単位を基本（十万円以下の場合は一万円単位）とする。</p> <p style="text-align: center;">6</p>	<p>発注者が必要があると認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計変更する場合</p> <p>③ 契約書第21条（工事中の中止）に該当 工事用地等の確保ができない等のため、又は自然的若しくは人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより受注者が工事を施工できないと認められる（工事を一時中止する必要がある）。</p> <p>(2) 基本事項 下記のような場合においては、設計変更が可能である。</p> <p>① 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず<b>当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合</b>（ただし、所定の手続きが必要）。</p> <p>② 当初発注時点で想定している工事着手時期に、<b>受注者の責によらず、工事着手出来ない場合</b>。</p> <p>③ 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。</p> <p>④ 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。</p> <p>⑤ 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。</p> <p>(3) 留意事項 設計変更にあたっては、下記の事項に留意し受注者へ指示する。</p> <p>① 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。</p> <p>② 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第20条にもとづき書面で行う（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないかを明確にする。））。</p> <p>③ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、<sup>*1</sup> 軽微な設計変更に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとする（※1 3ページ参照）。</p> <p>④ 指示書（<sup>*2</sup> 工事打合せ簿）への概算金額の記載を行う。ただし、以下の事項を条件とする。<u>（※2 7ページ参照）</u></p> <p>1) 記載する概算金額は、『参考値』であり、契約変更額を拘束するものではない。また、緊急的に行う場合や何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。</p> <p>2) 概算金額については、契約金額ベースで記載する。ただし、特別調査等を必要とし概算額を記載できない工種がある場合には、積算可能な項目での金額を記載し、積算できない項目を明確にすることとする。</p> <p style="text-align: center;">6</p>

旧	新
<p>(9) 受注者からの請求による工期の延長 (契約書第22条)</p> <p>受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">受注者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">発注者</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">「契約書第22条（受注者の請求による工期の延長）第1項」に基づき、その理由を明示した書面により監督職員に通知</div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">発注者は、必要があると認められるときは、工期を延長するものとする。請負代金額についても必要と認められるときは変更を行う。</div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; background-color: #ffffcc;">受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。</div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><b>【例】</b> <b>【土木工事・営繕工事】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合</li> <li>② 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合</li> <li>③ その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合</li> </ol> <p>※ 上記理由に該当しないときは、原則として工期の延長はできない。 また、工期内に工事を完成することができなかったときには、契約書第46条（履行遅滞の場合における損害金等）を適用することとなるため、工程の管理には特に留意すること。</p> <p style="text-align: center;">18</p>	<p>(9) 受注者からの請求による工期の延長 (契約書第22条)</p> <p>受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">受注者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">発注者</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">「契約書第22条（受注者の請求による工期の延長）第1項」に基づき、その理由を明示した書面により監督職員に通知</div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;">発注者は、第2項に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。請負代金額についても必要と認められるときは変更を行う。</div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; background-color: #ffffcc;">受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。</div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><b>【例】</b> <b>【土木工事・営繕工事】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合</li> <li>② 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合</li> <li>③ その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合</li> </ol> <p>※ 上記理由に該当しないときは、原則として工期の延長はできない。 また、工期内に工事を完成することができなかった場合には、契約書第55条（発注者の損害賠償請求等）を適用する場合があるため、工程の管理には特に留意すること。</p> <p style="text-align: center;">18</p>

旧	新
<p>(10)発注者からの請求による工期の短縮 (契約書第23条)</p> <p>発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。</p> <div data-bbox="264 427 1099 884"> <p>受注者は、発注者からの請求に基づき、工期短縮を図るための施工計画を発注者に提出し、承諾を得る。</p> <p>協議 ←</p> <p>発注者は「契約書第23条（発注者の請求による工期の短縮等）第1項」に基づき、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を書面により受注者に<u>請求</u>。</p> <p>承諾 →</p> <p>↓</p> <p>受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。</p> <hr/> <p>【例】 【土木工事・宮繕工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工事一時中止に伴い工期延長が予想され、工期の短縮が必要な場合</li> <li>② 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合</li> <li>③ その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合</li> </ul> </div>	<p>(10)発注者からの請求による工期の短縮 (契約書第23条)</p> <p>発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。</p> <div data-bbox="1196 443 2031 900"> <p>受注者は、発注者からの請求に基づき、工期短縮を図るための施工計画を発注者に提出し、承諾を得る。</p> <p>協議 ←</p> <p>発注者は「契約書第23条（発注者の請求による工期の短縮等）第1項」に基づき、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮<b>変更</b>を書面により受注者に請求。</p> <p>承諾 →</p> <p>↓</p> <p>受注者及び発注者は第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。</p> <hr/> <p>【例】 【土木工事・宮繕工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 工事一時中止に伴い工期延長が予想され、工期の短縮が必要な場合</li> <li>② 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合</li> <li>③ その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合</li> </ul> </div>
19	19



旧	新																								
<p>7. 条件明示について</p> <p>施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。</p> <p><b>【土木工事】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>明示項目</th> <th>明示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工程関係</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。</li> <li>施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。</li> <li>当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。</li> <li>関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。</li> <li>余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。</li> <li>工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。</li> <li>設計工程上見込んでいる休日日数等作業不稼働日数。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>用地関係</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。</li> <li>工事用地等の使用終了後における復旧内容。</li> <li>工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時間、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>施工者に、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>公害関係</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。</li> <li>水害・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。</li> <li>濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等)。</li> <li>工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>安全対策関係</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。</li> <li>鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。</li> <li>落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。</li> <li>交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容。</li> <li>有毒ガス及び酸欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>工事用道路関係</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>一般道路を搬入路として使用する場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。</li> </ol> </li> <li>仮道路を設置する場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。</li> <li>仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)。</li> </ol> </li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	明示項目	明示事項	工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。</li> <li>施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。</li> <li>当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。</li> <li>関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。</li> <li>余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。</li> <li>工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。</li> <li>設計工程上見込んでいる休日日数等作業不稼働日数。</li> </ol>	用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。</li> <li>工事用地等の使用終了後における復旧内容。</li> <li>工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時間、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>施工者に、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。</li> </ol>	公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。</li> <li>水害・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。</li> <li>濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等)。</li> <li>工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>	安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。</li> <li>鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。</li> <li>落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。</li> <li>交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容。</li> <li>有毒ガス及び酸欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。</li> </ol>	工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>一般道路を搬入路として使用する場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。</li> </ol> </li> <li>仮道路を設置する場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。</li> <li>仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)。</li> </ol> </li> </ol>	<p>7. 条件明示について</p> <p>施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。</p> <p><b>【土木工事】「条件明示について」(平成14年3月28日付け国官技第389号)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>明示項目</th> <th>明示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工程関係</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。</li> <li>施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。</li> <li>当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。</li> <li>関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。</li> <li>余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。</li> <li>工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。</li> <li>設計工程上見込んでいる休日日数等作業不稼働日数。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>用地関係</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。</li> <li>工事用地等の使用終了後における復旧内容。</li> <li>工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時間、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>施工者に、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>公害関係</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。</li> <li>水害・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。</li> <li>濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等)。</li> <li>工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>安全対策関係</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。</li> <li>鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。</li> <li>落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。</li> <li>交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容。</li> <li>有毒ガス及び酸欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td>工事用道路関係</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>一般道路を搬入路として使用する場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。</li> </ol> </li> <li>仮道路を設置する場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。</li> <li>仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)。</li> </ol> </li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>	明示項目	明示事項	工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。</li> <li>施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。</li> <li>当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。</li> <li>関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。</li> <li>余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。</li> <li>工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。</li> <li>設計工程上見込んでいる休日日数等作業不稼働日数。</li> </ol>	用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。</li> <li>工事用地等の使用終了後における復旧内容。</li> <li>工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時間、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>施工者に、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。</li> </ol>	公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。</li> <li>水害・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。</li> <li>濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等)。</li> <li>工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>	安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。</li> <li>鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。</li> <li>落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。</li> <li>交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容。</li> <li>有毒ガス及び酸欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。</li> </ol>	工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>一般道路を搬入路として使用する場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。</li> </ol> </li> <li>仮道路を設置する場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。</li> <li>仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)。</li> </ol> </li> </ol>
明示項目	明示事項																								
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。</li> <li>施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。</li> <li>当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。</li> <li>関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。</li> <li>余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。</li> <li>工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。</li> <li>設計工程上見込んでいる休日日数等作業不稼働日数。</li> </ol>																								
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。</li> <li>工事用地等の使用終了後における復旧内容。</li> <li>工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時間、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>施工者に、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。</li> </ol>																								
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。</li> <li>水害・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。</li> <li>濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等)。</li> <li>工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>																								
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。</li> <li>鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。</li> <li>落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。</li> <li>交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容。</li> <li>有毒ガス及び酸欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。</li> </ol>																								
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>一般道路を搬入路として使用する場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。</li> </ol> </li> <li>仮道路を設置する場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。</li> <li>仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)。</li> </ol> </li> </ol>																								
明示項目	明示事項																								
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。</li> <li>施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。</li> <li>当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。</li> <li>関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。</li> <li>余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。</li> <li>工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。</li> <li>設計工程上見込んでいる休日日数等作業不稼働日数。</li> </ol>																								
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。</li> <li>工事用地等の使用終了後における復旧内容。</li> <li>工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時間、期間、使用条件、復旧方法等</li> <li>施工者に、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。</li> </ol>																								
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。</li> <li>水害・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。</li> <li>濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等)。</li> <li>工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>																								
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。</li> <li>鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。</li> <li>落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。</li> <li>交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容。</li> <li>有毒ガス及び酸欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。</li> </ol>																								
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>一般道路を搬入路として使用する場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。</li> </ol> </li> <li>仮道路を設置する場合               <ol style="list-style-type: none"> <li>仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。</li> <li>仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)。</li> </ol> </li> </ol>																								
22	22																								

旧

〔宮繕工事〕	
明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容、開始又は完了の時期</li> <li>施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</li> <li>関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容。</li> <li>工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> <li>設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> </ol>
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容</li> <li>工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予想される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</li> <li>鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事における施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> <li>交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容</li> <li>有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</li> </ol>
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 (2) 搬入、搬出路の使用及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</li> <li>仮道路を設置する場合 (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置</li> </ol>
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事へ引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</li> <li>仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲</li> <li>仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</li> </ol>
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件</li> <li>建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容</li> <li>建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件。</li> </ol>
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> <li>地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。</li> <li>地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。</li> </ol>

24

新

〔宮繕工事〕「施工条件明示について」(平成14年5月30日付け国営計第24号)	
明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容、開始又は完了の時期</li> <li>施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li> <li>当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</li> <li>関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容。</li> <li>工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li> <li>設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等</li> </ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等</li> </ol>
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容</li> <li>工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予想される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li> </ol>
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間</li> <li>鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事における施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li> <li>落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li> <li>交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容</li> <li>有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容</li> </ol>
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 (2) 搬入、搬出路の使用及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</li> <li>仮道路を設置する場合 (1) 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置</li> </ol>
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事へ引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</li> <li>仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲</li> <li>仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</li> </ol>
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件</li> <li>建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容</li> <li>建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件。</li> </ol>
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> <li>地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。</li> <li>地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。</li> </ol>

24



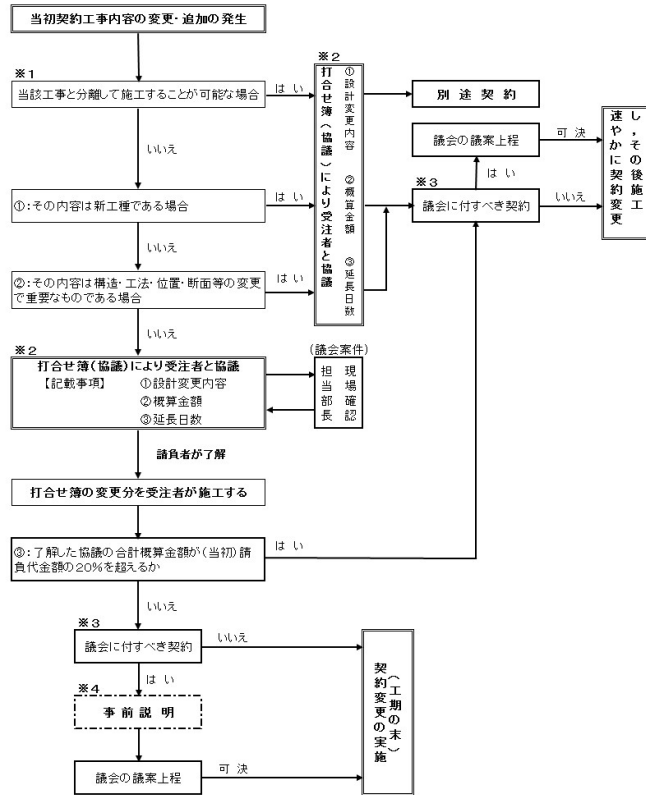
旧	新
<p>8. 指定・任意の使い分け</p> <p>(1) 基本事項</p> <p>指定・任意については、建設工事請負契約書第1条第3項に定められており、適切に扱う必要がある。</p> <p>① 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。</p> <p>② 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。</p> <p>③ ただし、指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。</p> <p>① 仮設・施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、<b>指定と任意の部分を明確にする必要がある。</b></p> <p>② 発注者（監督者）は、<b>任意の趣旨を踏まえ、適切な対応</b>をするように注意が必要。</p> <p>③ 任意における下記のような対応は不適切</p> <p>1) ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応</p> <p>2) 標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。</p> <p>3) 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。</p> <p>4) <b>ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。</b></p> <p style="text-align: center;">26</p>	<p>8. 指定・任意の使い分け</p> <p>(1) 基本事項</p> <p>指定・任意については、建設工事請負契約書第1条第3項に定められており、適切に扱う必要がある。</p> <p>① 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。</p> <p>② 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。</p> <p>③ ただし、指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。</p> <p>(2) 留意事項</p> <p>指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。</p> <p>① 仮設・施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。</p> <p>② 発注者（<b>監督職員</b>）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。</p> <p>③ 任意における下記のような対応は不適切</p> <p>1) ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応</p> <p>2) 標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。</p> <p>3) 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。</p> <p>4) <b>ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。</b></p> <p style="text-align: center;">26</p>

旧	新
<p><b>第3章 工事の一時中止</b></p> <p>工事の一時中止についての取扱いについては、国土交通省関東地方整備局策定の「工事一時中止に係るガイドライン（案）（平成28年5月）」を参考に事務処理を執り行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">31</p>	<p><b>第3章 工事の一時中止</b></p> <p>工事の一時中止についての取扱いについては、国土交通省関東地方整備局策定の「工事一時中止に係るガイドライン（案）（平成28年5月）」を参考に事務処理を執り行うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(参照先)</u></p> <p style="text-align: center;"><a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000697185.pdf">https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000697185.pdf</a></p> <p style="text-align: center;">31</p>

旧

設計変更に伴う契約変更手続きフロー

《別紙-①》



※1: 変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合は、分離して施工することが著しく困難な場合を除き原則別途契約とする。(柏市公共工事適正化会議の付議)

※2: 設計変更に係る打合せ簿の発注者決裁は、変更内容が極めて軽微なもの以外は、当初請負代金額5,000万円未満は工事担当課長、5,000万円以上は工事担当部長、議会案件工事は副市長とする。

また、請負者からの協議回答についても概算金額、延長予定日数等の記載を行う。

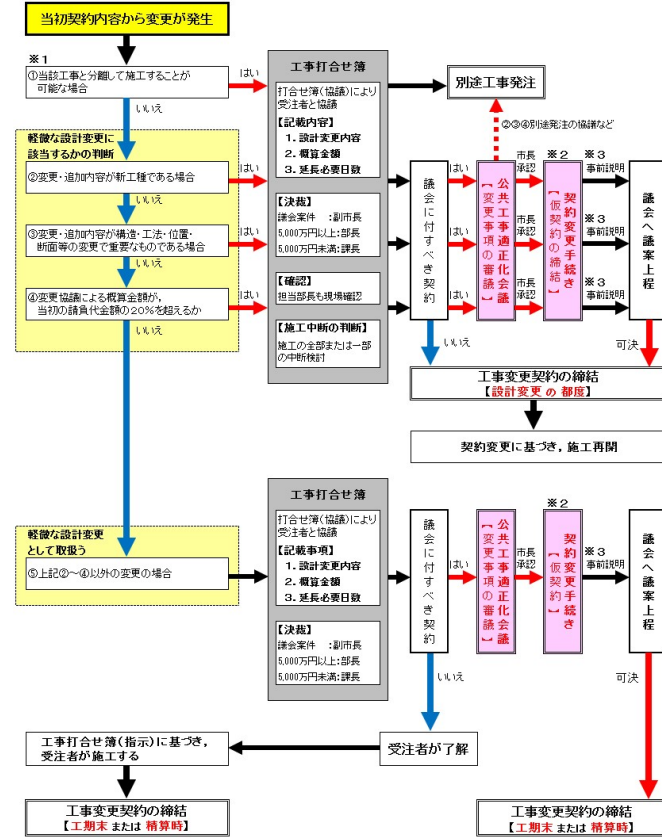
※①、工事契約変更時に設計変更に係る工事打合せ簿の写しを添付す

33

新

設計変更に伴う契約変更手続きフロー

《別紙-①》



33

旧	新
<p>3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p><b>(受注者の請求による工期の延長)</b></p> <p>第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定による関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない理由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p> <p><b>(発注者の請求による工期の短縮等)</b></p> <p>第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。</p> <p>2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。</p> <p>3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p><b>(工期の変更方法)</b></p> <p>第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更理由が生じた日(第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p style="text-align: center;">37</p>	<p>3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> <p><b>(受注者の請求による工期の延長)</b></p> <p>第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定による関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない理由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p> <p><u>2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</u></p> <p><b>(発注者の請求による工期の短縮等)</b></p> <p>第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。</p> <p><u>2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</u></p> <p><del>2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。</del></p> <p><del>3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</del></p> <p><b>(工期の変更方法)</b></p> <p>第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協</p> <p style="text-align: center;">37</p>

旧	新
<p><b>(履行遅滞の場合における損害金等)</b></p> <p><b>第46条</b> 受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相应する請負代金額を控除した額について前項に規定する受注者の履行遅滞が生じている期間に含まれる各日における遅延利息率で計算した額とする。</p> <p style="text-align: center;">38</p>	<p><del>—(履行遅滞の場合における損害金等)—</del></p> <p><del>第46条</del> 受注者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。</p> <p><del>2</del> 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相应する請負代金額を控除した額について前項に規定する受注者の履行遅滞が生じている期間に含まれる各日における遅延利息率で計算した額とする。</p> <p><b>(発注者の損害賠償請求等)</b></p> <p><b>第55条</b> 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <p>(1) 工期内に工事を完成することができないとき。</p> <p><b>4</b> 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。</p> <p><b>5</b> 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相应する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日（仮契約にあっては、仮契約締結の日）における法定利率で計算した額（その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額、その額が100円未満であるときはその全額を切り捨てた額）とする</p> <p style="text-align: center;">39</p>



旧

新

建設工事請負契約に係る設計変更等ガイド

ライン

平成23年 7月 制定  
平成26年11月 改定  
平成28年 4月 改定  
平成29年 4月 改定  
平成30年10月 改定

柏市総務部 技術管理課

改定

建設工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン

平成23年 7月 制定  
平成26年11月 改定  
平成28年 4月 改定  
平成29年 4月 改定  
平成30年10月 改定  
令和 2年 4月 改定

柏市 総務部 技術管理課

改定